

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

国連で1979年に採択された女性差別撤廃条約は、女性に対するあらゆる差別の撤廃とジェンダー平等を実現するための国際基準であり、日本は1985年に批准している。その後、女性差別撤廃条約の実効性を強化するために1999年に国連で採択されたのが女性差別撤廃条約選択議定書（以下「選択議定書」という。）である。選択議定書には、女性差別撤廃条約で保障された権利を侵害された個人が、国内で十分な救済を受けられなかった場合に、国連の女性差別撤廃委員会（以下「女性差別撤廃委員会」という。）へ個人通報を行うことができる個人通報制度や、重大又は組織的な権利侵害について調査を行う調査制度が定められており、批准することで女性差別撤廃の実効性を高めることにつながる。特に、個人通報制度は通報を受けた女性差別撤廃委員会が、それが条約上の違反に当たると認定すれば当事国に対して見解を出し、勧告することができるため、法改正や司法の判断への影響を通じて、女性差別撤廃条約の内容が確実に、私たちの暮らしに届く契機になる。

しかし、現在、女性差別撤廃条約の締約国189カ国中116カ国が選択議定書を批准している中で、日本はいまだ批准に至っていない。

国は、第6次男女共同参画基本計画において「早期締結について真剣な検討を進める」としているが、既に20年余り「検討」以上の進展がなく、このままでは日本のジェンダー不平等は改善されない。

こうした中、世界経済フォーラムが発表する各国の男女間格差を示すジェンダー・ギャップ指数について、初めて公表された2006年以来、日本は0.65前後で推移しており、完全な平等を示す1.0に向かう傾向が全く見られない。2025年には148カ国中118位であり、前年と同順位（146カ国中118位）の下位に甘んじている。このことは、この20年近く、男女の格差をなく

すための有効な策が講じられなかったことを示している。

選択議定書の批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩である。女性差別撤廃委員会は、これまで日本政府に対して選択議定書の批准を繰り返し求めてきており、2024年の女性差別撤廃委員会による日本審査においても、日本政府に対し、選択議定書の批准に向けた障がいを速やかに取り除くよう勧告がなされている。

全ての人個人としての尊厳を尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためにも、選択議定書の速やかな批准が求められる。

よって、国においては、選択議定書を速やかに批准するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月4日

生 駒 市 議 会